

NETROADSHOW

データ処理契約

このデータ処理契約（以下「本 DPA」という。）は、自社およびその関連会社を代表する NetRoadshow, Inc.（以下「NRS」という。）と_____（以下「顧客」という。）との間に締結された NetRoadshow 基本サービス契約（以下「本主契約」という。）の一部を形成し、本主契約に準拠します。

1. 定義 本 DPA の目的上、大文字で書かれた用語は以下の意味を有します。別途定義されていない大文字で書かれた用語は、本主契約でそれらに与えられている意味を有します。

(a) 「**関連会社**」とは、NRS に所有されているもしくは NRS を所有している、または NRS の事業体の一つと共同の支配下にある事業体を意味します。

(b) 「**顧客の個人データ**」とは、NRS が顧客に代わって本主契約に基づくサービスを提供するために処理するすべての個人データを意味します。

(c) 「**EU データ保護法**」とは、EU 指令 95/46/EC を意味し、各加盟国の国内法に置き換えられるもので、GDPR および GDPR を施行、差し替え、補足する法律によるものを含め（2018 年 5 月 25 日より有効）、随時修正、置換または優先されるものです。

(d) 「**GDPR**」とは、EU 一般データ保護規制 2016/679 を意味します。

(e) 「**EEA**」とは、欧州経済地域を意味します。

(f) 「**NRS のインフラ**」とは、(i) NRS の物理的な施設、(ii) ホスト型クラウド・インフラ、(iii) サービスを提供するのに必要であり、NRS が管理する、NRS の企業ネットワークおよび非公開の内部ネットワーク、ソフトウェアおよびハードウェアを意味します。いずれの場合もサービスを提供するために使用される範囲とします。

(g) 「**制限付き移転**」とは、EU データ保護法に基づいて個人データ移転に義務付けられる適切な安全措置が講じられていない状態で、NRS から顧客の個人データを、当該移転が EU データ保護法（または EU データ保護法のデータ移転制限に対応するために導入されたデータ移転契約の条件により）で禁止される復処理者へ移転することを意味します。

(h) 「**サービス**」とは、本主契約に従って NRS が顧客に提供するサービスを意味します。

(i) 「**標準契約条項**」とは、欧州議会および理事会 95/46/EC 指令（本 DPA の日付時点における最新版は欧州委員会決定 2010/87/EU に添付されています）に基づいて、第三国内で設立された処理者への個人データの移転に関する標準契約条項の最新版を意味します。

(j) 「**同意**」、「**管理者**」、「**データ主体**」、「**加盟国**」、「**個人データ**」、「**個人データの漏洩**」、「**処理者**」、「**復処理者**」、「**処理**」、「**監督機関**」および「**第三者**」という用語は、GDPR の第 4 条でそれらに定義された意味を有します。

2. EU データ保護法の遵守

(a) NRS および顧客は、EU データ保護法の規定とそれぞれに課される義務を遵守し、かつ、自社の従業員、代理人および請負業者らに EU データ保護法の規定を遵守させるものとします。

3. 処理の詳細と範囲

(a) 本契約の範囲における顧客の個人データの処理は、以下の条項および必要に応じて GDPR 第 28 条 (3) 項に基づいて行われるものとします。当事者は、これらの要件を満たすために必要であると合理的に考える場合は、随時、この情報を修正することができます。

(i) **個人データ処理の主題および継続期間**：個人データ処理の主題および継続期間はサービス注文書に記載されています。

(ii) **個人データ処理の性質および目的**：本主契約に基づき、NRS は個人データ処理を含む一定のサービスを顧客に提供します。当該処理活動には、(a) サービスの提供、(b) セキュリティおよび技術的な問題の検出、予防および解決、ならびに (c) 顧客からのサポート要請への対応が含まれます。

(iii) **処理される個人データの種類**：提出された個人データは管理者が独自の裁量で決定および管理する範囲のもので、そこには氏名、電子メール、電話番号、IP アドレスおよび連絡先リストとメッセージの内容などのその他の個人データが含まれます。

(iv) **個人データが関連するデータ主体のカテゴリ**：電子メールおよび電話番号の送信者および受信者。

(b) NRS は、(i) 本主契約に基づく義務を履行するため、および (i) 本 DPA に記載された指示書または顧客による随時のその他の指示に従うためにのみ、顧客の個人データを処理します。上記の顧客による指示は、適用される注文書、サービス説明、サポート・チケット、その他書面による通信、またはサービスを使用する顧客が指示するとおりに文書化しなければなりません。

(c) 顧客の指示が本主契約もしくは本 DPA の規定に反している、またはそれが GDPR もしくは他の適用されるデータ保護規定を侵害していると NRS が合理的に考える場合は、NRS は遅滞なく顧客に知らせるものとします。いずれの場合も、顧客によってそれが修正されるか、顧客と NRS の双方が相互に同意するまで、NRS は関連する指示の遂行を保留する権限を有するものとします。

(d) 顧客は、サービスによって提出または送信される個人データの使用および管理に対して単独で責任を負います。これには、(i) 受信者のアドレスと受信者が正しくサービス契約をしていることを確認する、(ii) 個人データを送信する手段としての電子メールは安全性が低いということをすべての受信者に合理的に通知する（該当する場合）、(iii) サービスを通して開示される情報量または情報の種類を合理的に制限する、(iv) 必要に応じてまたは適用法で義務付けられる場合はサービスを通して送信されるすべての個人データを暗号化する（暗号化された添付書類、PGP ツールセットまたは S/MIME などを用いて）ことが含まれます。顧客が義務的な暗号化を設定しないと決めた場合、サービスには公共のインターネットおよびオープンネットワークを介した、プレーンテキストで暗号化されていない電子メールの送信が含まれる可能性があることを、顧客は認めるものとします。サービスにアップロードされた情報（メッセージ内容を含む）は、NRS のインフラが処理する時点で暗号化された形式で保管されます。

4. 管理者と処理者

(a) 本 DPA の目的上、顧客は顧客の個人データの管理者であり、NRS は当該データの処理者となりますが、顧客が顧客の個人データの処理者として活動する場合はこれに該当せず、その場合において NRS は復処理者となります。

(b) NRS は、顧客の支援に責任を負う責任者を常に配置するものとします。当該責任者は、

(i) データ主体から受信したデータの処理に関する問い合わせに対応し、(ii) 当該データ処

理に適用されるおよび当該データ処理に伴う、法律上のすべての情報および開示要件を満たすものとします。データ保護責任者は、security@NRS.com に直接連絡することができます。

(c) 顧客は以下を保証します。

(i) 顧客の個人データの処理は、EU データ保護法で義務付けられるとおり、処理の法的根拠に基づいていること、ならびに当該処理は本 DPA と本主契約に基づく NRS の顧客の個人データ処理について、EU データ保護法に従いおよびデータ保護法の義務付けるとおりに、すべての必要な権利、許可、登録および同意が行われたこと、および本主契約期間を通じてこれらが維持されること。

(ii) 顧客が顧客の個人データを NRS に移転する権限を持つこと、および顧客の個人データを NRS に移転するために、または NRS が顧客に代わって顧客の個人データを処理することを許可するために必要な権利、許可および同意のすべてを有すること。それにより、NRS は、サービスを実施するため、および本 DPA および本主契約に基づく NRS のその他の権利と義務を履行するために、顧客の個人データを合法的に使用、処理および移転できます。

(iii) 顧客は、適用される EU データ保護法に義務付けられる範囲において、顧客の個人データを処理する処理者の使用について顧客のデータ主体に知らせること。

および、(iv) 顧客の個人データの処理に関してデータ主体が行った問い合わせに対し、顧客は妥当な時間内に合理的に実行可能な範囲で返答し、時宜にかなった形で処理者に適切な指示を与えること。

5. 秘密保持

(a) NRS は、顧客の個人データを処理する権限を持つ NRS の各従業員および復処理者の各従業員が、秘密保持の確約または秘密保持の職業上の義務もしくは法的義務に服し、関連するセキュリティおよびデータ保護要件について訓練を受けた状態であることを確保します。

6. 技術的および組織的な対策

(a) NRS は、顧客の個人データに関して、(a) 本主契約に定められたサービスの提供に使用する NRS のインフラとプラットフォームのセキュリティに関連する、GDPR の第 32 条に従って義務付けられた合理的かつ適切な対策を講じて文書化し（必要に応じて）、(b) 妥当な要請があった場合は、顧客の費用負担で、顧客が GDPR 第 32 条に準ずる顧客の義務を遵守できるように顧客を支援するものとします。

(b) NRS の内部運用手順は、有効なデータ保護管理の特定の要件に従うものとします。

7. データ主体の要求

(a) NRS は、データ主体から受領した要求に回答する際に顧客を支援できるように特殊ツールを提供しています。NRS がデータ主体から顧客の個人データに関する苦情、問い合わせまたは要求（EU データ保護法に準ずるデータ主体の権利を行使するための要求など）を直接受け取った場合、NRS はその苦情、問い合わせまたは要求を受け取った日から 14 日以内に顧客に通知します。処理の性質を考慮して、NRS は、当該データ主体の権利行使という要求に応える顧客の義務を果たすために、合理的に可能な限りにおいて、顧客の費用負担で適切な技術的および組織的な対策を講じ、顧客を支援するものとします。

8. 個人データの漏洩

(a) NRS は、顧客の個人データに影響を及ぼす個人データの漏洩に気付いたときは、不当な遅滞なく、顧客に通知しなければなりません。NRS は、処理の性質および NRS が入手可能な情報を考慮して、顧客が自身の費用で当該個人データの漏洩について EU データ保護法下で義務付けられている範囲で、規制当局、データ主体およびその他の団体に対して報告または通知する義務を果たせるように、顧客に対する十分な情報提供において商業的に合理的な努力を払うものとしします。

9. データ保護影響評価

(a) NRS は、処理の性質および入手可能な情報を考慮して、EU データ保護法に基づいて顧客がその義務を果たす際に要求されるすべてのデータ保護影響評価、および監督機関もしくは他の所轄規制当局との事前協議の場を顧客の費用で設け、顧客に対して合理的な支援を提供するものとしします。

10. 監査

(a) NRS は、NRS が本 DPA を遵守していることを証明するために合理的に必要な情報を、合理的なに応じて、顧客が入手できるようにするものとしします。

(b) 顧客または委任された第三者の監査人は書面により合理的に要求することで、データ保護法により必要とされる範囲で、かつ、NRS の業務を妨害することなく秘密保持を確保したうえで、NRS による顧客の個人データの処理に関する検査を行うことができます。顧客は、上記の監査権の規定から生じる処理者の経費および費用すべてに対し、責任を負うものとしします。

11. 顧客の個人データの返却または破棄

(a) 顧客は、NRS に書面通知を送付することにより、NRS および復処理者が管理または所有している顧客の個人データのすべてのコピーの返却および削除証明書またはそのいずれか一方を要求することができます。NRS は、読み取りが可能でさらに処理ができる形式で管理者のデータのコピーを提供するものとしします。

(b) 本主契約終了日の翌日から 90 日以内に、処理者は本 DPA に従って処理されたすべての個人データを削除または返却するものとしします。この規定は、法律、制定法または契約によって設定された保存期間において記録を保管するという当事者の制定法上の義務の可能性に影響を与えるものではありません。NRS は、自動アーカイビング手順または自動バックアップ手順に従って作成された合理的に削除できない、顧客の個人データを含むファイルの電子的コピーを保持することができます。上記の場合、NRS は、顧客の個人データはそれ以上能動的に処理されないようにすることを確保するものとしします。

(c) 本契約の終了または満了後の個人データの返却または削除に関して追加費用が生じた場合は、顧客が負担するものとしします。

12. データ転送

(a) 本 DPA の締結に続いて、顧客が要求する場合および EU データ保護法が義務付ける場合、NRS はデータ輸入者として、データ輸出者として活動する顧客と標準契約条項を締結するものとしします。NRS による復処理者の手配が制限付きの移転に関わる場合、NRS は、標準契約条項のさらなる移転に関する規定が本主契約に組み込まれていること、または別途 NRS と復処理者との間で締結されていることを確保するものとしします。顧客は、NRS に対し第 10 章に定められた監査を行うよう指示することにより、標準契約条項の監査権を行使することに同意します。

(b) 顧客は、本契約に基づくサービスの提供に関して、NRS が自社の企業グループ内に個人データを移転できることを認め、これに同意します。これらの移転はグローバルにサービスを提供するために必要なことであり、社内管理の目的において正当とされるものです。

(c) 欧州連合、欧州経済地域、またはそれらの加盟国、スイスおよび英国から、これらの地域のデータ保護法の意義の範囲においてデータ保護の適正水準を満たしていない国々に対して個人データを移転することにおいては、当該移転にデータ保護法および規制が適用される範囲において、および適切な安全措置を講じるという目的において、(i) 欧州委員会の決定 2010/87/EU による標準契約条項、および (2) データの暗号化とデータ最小化の原則を含むセキュリティ対策に関する追加的な安全措置という対策が講じられます。

13. 復処理

(a) 顧客はここに、NRS が本主契約のすべての制限を対象とする第 13 章に従って復処理者を指名することを許可します。NRS は、復処理者が少なくとも本 DPA で NRS に対し要求されるレベルのデータ保護を提供することを義務付ける契約書により拘束されることを確保します。NRS は、本 DPA の日付の時点ですでに従事しているこれらの復処理者を継続して使用することができます。

(b) 新たな復処理者を指名する場合、NRS は顧客に対して書面により事前に通知するものとします。当該通知の受領後 10 営業日以内に顧客が NRS に対し、提案された指名に対する異議を正当な根拠に基づいて書面により通知した場合、顧客が唱える異議に対応するための合理的な手順が踏まれ、その手順についての合理的な説明が書面にて顧客に提供されるまで、NRS は上記の提案された復処理者を指名することはできません。NRS と顧客が合理的な期間内に復処理者の指名について解決できなかった場合、いずれの当事者も本主契約を解除する権利を有するものとします。

(c) さらに、欧州連合外で外部委託が許可された場合、顧客は NRS に対し、本主契約に基づくサービスを提供するという特定の目的上、EU モデル条項を締結するよう義務付けるものとします。

(d) 本章は、通信サービス、郵便または輸送サービス、メンテナンスおよびユーザー サポート ツールといった付帯的サービスには適用されません。ただし、NRS には適切で法的拘束力のある契約上の取り決めを行う義務があり、上述の外部委託の付帯的サービスに対しても、顧客のデータ保護およびデータセキュリティを確保するための適切な検査対策を講じる義務があるものとします。

(e) NRS は、本 DPA で規定される事項に関連して顧客の作為、不作為に対するのと同様に、復処理者の作為、不作為に対しても責任を負うものとします。

14. 準拠法および裁判管轄

(a) 本 DPA の当事者はここに、本 DPA に基づいて生じるいかなる紛争または請求（その存在、有効性または終了、もしくはその無効の結果など）については、本主契約で定める裁判管轄の選択に従うものとします。

(b) 本 DPA に起因する、またはこれ関連して生じる、本 DPA の義務および契約によらないすべての義務またはその他の義務は、本主契約の目的に応じて、規定された国または地域の法律に準拠します。

15. 優先順位

(a) 本 DPA の主題に関して、本主契約を含む、および本 DPA の締結日後に締結されたか締結するとされる契約を含む（ただし、当事者に代わって署名され、別途明確に書面にて合意した場合を除きます）その他の契約と本 DPA の規定の間に矛盾が生じた場合は、本 DPA の規定が優先します。

16. データ保護法の変更、その他

(a) NRS は顧客に対し、以下の場合に合理的な通知をした上で、本 DPA を修正または補足することができます。

(i) 監督機関または他の政府機関もしくは規制当局がそうするよう要求した場合、

(ii) 適用法に従う必要がある場合、

(iii) 欧州委員会が承認した新しい標準契約条項または更新された標準契約条項を導入ため、または

(iv) 承認された行動規範または GDPR 第 40 条、42 条および 43 条に従って承認された認証メカニズムを遵守するため。

17. 契約条項の分離独立性

(a) 本 DPA のいずれか規定が無効または強制執行不能となった場合、その時点の本 DPA の残りの規定は、引き続き有効であり続けるものとします。無効または強制執行不能な規定は、(i) 当事者の意図に可能な限り近くなるように維持しつつ、その有効性と強行可能性を確保するために必要な修正を行う、またはそれが不可能な場合は、(ii) 無効または強制執行不能な部分が初めから本主契約に含まれていなかったかのような方法で解釈されるかのどちらかになります。

18. 契約の終了

(a) 本 DPA と標準契約条項は、本主契約の終了と同時に、自動的に終了します。

(b) EEA 外に個人データを移転する際の欧州連合プライバシー法の義務に適合する代替手段を NRS が顧客に提供した場合、NRS は本 DPA と標準契約条項を終了させることができます。

以上の証として、本 DPA は締結され、冒頭に示した日付から効力を発し、本主契約の拘束力のある一部となります。

NetRoadshow, Inc.

署名： _____

氏名：

役職：

署名日： _____

顧客

署名： _____

氏名： _____

役職： _____

署名日 _____